

平成25年度の上半期の予算執行状況をお知らせします

今年度の上半期(4月1日から9月30日)の財政状況を公表します。

一般会計の当初予算額は45億7,800万円でしたが、その後の補正予算により、9月30日現在は49億5,213万円となっております。

なお、下表の歳入・歳出の予算額は、前年度の繰越事業分(7,031万円)を含んでおり、総額で50億2,244万円となっております。

一般会計

(歳入)

区分	予算額	収入済額	収入率
町税	9億0,711万円	5億0,683万円	55.9%
地方譲与税	6,380万円	1,631万円	25.6%
利子割交付金	200万円	97万円	48.5%
配当割交付金	130万円	53万円	40.8%
株式等譲渡所得割交付金	40万円	0万円	0.0%
地方消費税交付金	8,100万円	4,596万円	56.7%
ゴルフ場利用税交付金	1,590万円	651万円	40.9%
自動車取得税交付金	1,800万円	524万円	29.1%
地方特例交付金	113万円	113万円	100.0%
地方交付税	23億2,235万円	16億1,699万円	69.6%
交通安全対策特別交付金	140万円	79万円	56.4%
分担金・負担金	5,141万円	1,215万円	23.6%
使用料・手数料	5,934万円	3,074万円	51.8%
国庫支出金	5億3,117万円	8,678万円	16.3%
県支出金	3億6,711万円	4,026万円	11.0%
繰越金	4,800万円	4,800万円	100.0%
諸収入	9,624万円	3,902万円	40.5%
町債	4億4,830万円	0万円	0.0%
その他	648万円	80万円	12.3%
合計	50億2,244万円	24億5,901万円	49.0%

(歳出)

区分	予算額	支出済額	執行率
議会費	7,760万円	4,142万円	53.4%
総務費	6億8,872万円	2億4,826万円	36.0%
民生費	10億9,080万円	5億1,438万円	47.2%
衛生費	10億5,020万円	5億0,633万円	48.2%
労働費	211万円	191万円	90.5%
農林水産費	2億4,693万円	5,039万円	20.4%
商工費	2億0,882万円	7,190万円	34.4%
土木費	3億0,593万円	4,027万円	13.2%
消防費	2億3,010万円	1億1,253万円	48.9%
教育費	4億5,532万円	1億6,615万円	36.5%
公債費	6億5,260万円	3億1,683万円	48.5%
その他	1,331万円	0万円	0.0%
合計	50億2,244万円	20億7,037万円	41.2%

特別会計

区分	予算額	収入済額	支出済額	支出執行率
国民健康保険	11億6,932万円	4億8,533万円	4億7,405万円	40.5%
後期高齢者医療	1億3,455万円	5,957万円	4,118万円	30.6%
介護保険	13億0,788万円	5億9,832万円	5億1,845万円	39.6%
簡易水道事業	1億8,878万円	3,457万円	3,311万円	17.5%
浄化槽整備事業	7,531万円	975万円	930万円	12.3%



平成26年春の優秀・優良自動車運転者表彰申請について

- ◆表彰対象者 富岡交通安全協会の会員
- ◆受付期間 平成25年12月2日(月)～平成26年1月17日(金)までの間とし、その後の申請は受理できません
- ◆申請方法 ●無事故・無違反証明の申請手続きは交通安全協会が代行しますので、**免許証・印鑑・630円**を持参して協会へお出掛けください
また、従来どおり個人で証明書を受け取った方は、受付期間内にお持ちください
- ◆表彰の種類 ①銅章(5年以上無事故・無違反) ②銀章(10年以上無事故・無違反)
③金章(15年以上無事故・無違反) ④金冠銀章(20年以上無事故・無違反)
⑤金冠金章(30年以上無事故・無違反) ⑥旭日金冠章(40年以上無事故・無違反)
- ◆表彰式 平成26年春の全国交通安全運動期間中(4月)の予定です。
- ◆その他 申請用紙は、富岡交通安全協会に用意してあります。詳細は、富岡交通安全協会へお問い合わせください。(☎63-2424)

「固定資産税」について

お知らせ



《家屋を新増築、取り壊した人はご連絡ください》

固定資産税は、1月1日現在の所有者に対して課税されます。課税対象の状況をよりの確に把握し、公平且つ適正な課税を行うために、次に該当するときは、総務課税務係までご連絡ください。

◎家屋を新増築又は取り壊したとき（平成25年1月～12月の間）

◎登記していない家屋の所有者が変更になったとき

◎店舗や事務所として使用していた家屋を住宅用に変更した場合、又は居住用として使用していた家屋を店舗や事務所に変更したとき（住宅用地は一定の条件を満たすと税額の特例があります。）

申請期限 平成26年1月31日（金）

《事業用の償却資産をお持ちの人は償却資産の申告を》

事業用の償却資産を所有している人は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在の状況（資産の名称、取得価格、取得年月、耐用年数など）を申告していただくことになっていきます。必ず期限までに申告書の提出をお願いします。eLTAX（エルタックス）地方税の電子申告もできます。

*申告の方法

◎前回に申告した人↓町から送付される申告書に平成25年1月2日から平成26年1月1日までの増加・減少資産を記入してください。（増減のない人も必ず申告してください。）

◎新たに申告する人↓総務課税務係に必要な書類がありますので、ご連絡ください。

固定資産税（償却資産）の賦課期日は1月1日です。法人の事業年度

の末日が賦課期日と異なる場合で、事業年度末以降賦課期日までに資産の増加・減少の異動があるときは、それらの資産についても申告してください。

提出期限 平成26年1月31日（金）

償却資産の主な種類

◎構築物↓門、塀、橋、駐車場などの舗装、広告設備、庭園など

◎機械及び装置↓旋盤、プレス、クレーン、発電・変電施設など

◎車両及び運搬具↓大型特殊自動車（フォークリフト、タイヤローラーなどの建設土木用車両、農耕用車両など）、動力運搬車など（小型特殊自動車については、軽自動車税の対象になりますので、償却資産の対象にはなりません。）

◎工具・器具・備品↓検査工具、治具、電気・ガス器具、理・美容器具、医療器具、冷暖房用機器、パソコン、陳列ケース、事務機器、自動車販売機、レジスター、公告看板など

《課税免除（過疎法）の確認と申請を》

過疎地域自立促進特別措置法により、町内に製造の事業所及び旅館業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備（機械・装置並びに建物及びその附属設備）を新設又は増設した場合、左記条件が整えば、その固定資産税が3年間免除になります。この免除を受けるためには申請が必要になります。

該当者↓青色申告を行っている法人又は個人

適用要件↓新増設した設備の取得価格の合計が、2,700万円を超える場合（ただし、敷地については、取得後1年以内に建設着手したものに限り。）

課税免除期間↓課税初年度から3年間

申請期限 平成26年1月31日（金）（申請用紙は総務課税務係にあります。）

第58回群馬県更生 保護大会

《下仁田町から7名が受賞》

10月25日中之条町バイテック文化ホールで開催された「第58回群馬県更生保護大会」で、長年の更生保護制度のもと、犯罪や非行をした人の立ち直り、犯罪予防活動等を行っており、その功績が称えられ、表彰状及び感謝状が贈られました。

《受賞おめでとうございます》

○保護司

- ・群馬県知事感謝状 三井田 久子さん
- ・群馬県保護司連盟会長表彰 今井 隆さん

○更生保護女性会

- ・関東地方更生保護女性連盟会長表彰 金井 さよ子さん
- ・前橋保護観察所長感謝状 浅川 和子さん
- ・群馬県更生保護女性連盟会長表彰 土屋 好子さん 中井 恵子さん 神戸 敏子さん

「第65回人権週間」について

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、12月4日から10日までの一週間を「第65回人権週間」と定め、全国的に各種行事を企画しています。

前橋地方法務局及び群馬県人権擁護委員連合会では、県内の各市町村において、特設人権相談所を開設します。子どもに関すること、家庭内や近所のもめごと等、人権問題や困りごと等で悩んでいる方はどのようなことでも構いませんので、お近くの特設人権相談所へお越しください。料金は無料で、秘密は固く守ります。

特設人権相談所へお越しになれない方は、通常どおり前橋地方法務局及び各支局で電話相談等を受け付けておりますので、ご利用ください。

電話相談 0570-003-110(みんなの人権110番)

インターネット <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

問合せ先 前橋地方法務局 人権擁護課 ☎027-221-4466(代表)

年金

専業主婦(主夫)の皆さま
年金のお手続きお忘れではありませんか？



原則として20歳から60歳までのすべての方が「年金」に加入することになっていますが、会社員や公務員(第2号被保険者)に扶養されている配偶者(第3号被保険者)は、保険料を納める必要はありません。

ただし、会社員の夫※が「退職した・65歳を超えた・亡くなった・離婚した・妻自身の年収が増えて夫の健康保険証の被扶養者から外れた」等の際は届出(第3号被保険者から第1号被保険者への切り替え)をして、国民年金保険料を納めなくてはなりません。

この届出が2年以上遅れた場合、それ以前の期間は保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生し、将来、受給する年金額が減ったり、年金を受給できない場合があります。

(※妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同じです。)
専業主婦(夫)の年金が改定されました

平成25年6月に年金の法律が改正され、手続きを忘れていた方で未納期間(特定期間)該当届の提出をすれば、「受給資格期間」に算入できるようになります。

老齢基礎年金だけでなく、万一時の障害・遺族基礎年金の受給権確保につながります。

ただし、この「受給資格期間」は、年金を受給するために必要な加入月数(原則300月25年)には算入されませんが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

なお、本来はさかのぼって納付することができなかった期間(最大10年分)の保険料を納付することができるようになりました。(これを「特例追納」といいます)。保険料を納めれば、納付した額に応じて老齢基礎年金の年金額が増えます。

お問い合わせ先

最寄りの年金事務所、または「国民年金保険料専用ダイヤル」へ

〈高崎年金事務所〉 ☎027-3622-1131

〈国民年金保険料専用ダイヤル〉 ☎0570-011-0550

※お問い合わせの際は、年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意ください。